

北上市告示甲第72号

北上市地域おこし協力隊起業等補助金交付要綱（令和4年北上市告示甲第88号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月13日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(補助対象者)</p> <p>第2 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 北上市地域おこし協力隊の隊員（北上市地域おこし協力隊事業実施要綱（平成27年北上市告示甲第38号）に規定する隊員をいう。以下同じ。）である者（第3第1項に規定する起業補助金にあつては、<u>委嘱期間の更新を受けようとする者を除く。</u>）又は隊員であった者で委嘱期間の終了の日から起算して1年以内にあるもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5 起業補助金の額は、第3第2項に規定する経費の全額とする。ただし、100万円を限度とし、<u>1人1回に限るものとする。</u></p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第2 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 北上市地域おこし協力隊の隊員（北上市地域おこし協力隊事業実施要綱（平成27年北上市告示甲第38号）に規定する隊員をいう。以下同じ。）である者（第3第1項に規定する起業補助金にあつては、<u>最初の委嘱の日から起算して1年以内にある者を除く。</u>）又は隊員であった者で委嘱期間の終了の日から起算して1年以内にあるもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5 起業補助金の額は、第3第2項に規定する経費の全額とする。ただし、<u>1人につき通算100万円を限度とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

